

1. 件 名：第7回原子力災害対策中央連絡会議

2. 日 時：令和2年11月19日 14:00～15:30

3. 場 所：原子力規制庁 13 階B、C、D会議室

4. 出席者

原子力規制庁

緊急事案対策室 児玉企画調整官、平野室長補佐、芦田専門職

放射線防護企画課 田中企画官（企画調査担当）、高山企画官（被ばく

医療担当）、大町課長補佐、平瀬被ばく医療防災専門職

内閣府 担当者 3名

警察庁 担当者 1名

消防庁 担当者 2名

文部科学省 担当者 1名

厚生労働省 担当者 2名

経済産業省 資源エネルギー庁 担当者 1名

海上保安庁 担当者 2名

防衛省 担当者 1名

東京電力ホールディングス株式会社

原子力安全・統括部 原子力保健安全センター所長 1名

日本原子力発電株式会社

総務室労務グループ 課長 他 1名

関西電力株式会社 原子力事業本部

原子力企画部門人財・安全推進グループ マネージャー 1名

原子力エネルギー協議会 副長 1名

（以下、テレビ会議システムによる出席）

内閣官房 担当者 2名

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 防災安全グループグループマネージャー 1名

日本原子力発電株式会社

美浜原子力緊急事態支援センター 所長 1名

原子力エネルギー協議会 副長 1名

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 運営グループ長 他 1名

中国電力株式会社

電源事業本部 放射線安全グループ マネージャー 他 1名

5. 要 旨

防災基本計画の規定に基づき、関係省庁及び原子力事業者が平時から情報を共有し、原子力事業所における応急対策及びその支援について連携を図る場として、第7回原子力災害対策中央連絡会議を開催した。

議題1 原子力事業者の取り組みについて

原子力事業者から、新規規制基準と深層防護、原子力発電所の主な安全対策、運用面での安全対策、特定重大事故対処施設の概要、美浜原子力緊急事態支援センターの活動状況及び原子力災害時オンサイト医療に係る取り組み状況について、資料1（1-1、1-2、1-3-1及び1-3-2）に基づいて説明があった。

関係省庁から、以下の意見等があった。

【資料1-2】

- 原子力規制庁から、北海道電力泊原子力発電所への資機材搬送ルート確認のための民間フェリーと陸路を活用した搬送ルートは、有事の際も同等の日数がかかるかについて確認したところ、原子力事業者より、主行程には、宿泊等が含まれているため、実際には行程の短縮は可能との回答があった。

【資料1-3-1】

- 原子力規制庁から、年に一度の原子力総合防災訓練だけでなく、事業者防災訓練や地方自治体での原子力防災訓練等においても、オンサイト医療体制構築に関する訓練を行うべきであると伝え、現状を確認したところ、原子力事業者より、事業者防災訓練や地方自治体での原子力防災訓練等にオンサイト医療体制構築に関する訓練を実施していく予定であるとの回答があった。
- 原子力規制庁から、p. 10「常駐医療スタッフ候補者名簿管理」について、「オンサイト医療候補者名簿」の29名のうちオフサイトの医療スタッフの重複状況、オンサイト医療体制構築委員会と関係団体との調整状況及びオンサイト医療体制構築委員会の初回開催時期について確認したところ、原子力事業者より、「オンサイト医療候補者名簿」の29名のうち17名がオフサイトの医療スタッフと重複していること、オンサイト医療体制構築委員会については関係団体から委員を推薦いただく準備段階であること、初回開催時期については2021年1月下旬を目指しているとの回答があった。
- 原子力規制庁から、前回の第6回原子力災害対策中央連絡会議資料で記

載されていた原子力災害時オンサイト医療の対応スキームが今回の資料に記載されて無い理由及び対応スキームの検討状況について確認したところ、原子力事業者より、対応スキームに変更がないため記載しなかったこと及び現在は対応スタッフの派遣を踏まえた業務内容、対応スタッフ拡充等について調整中であることの回答があった。

- 厚生労働省から、サイト内の医務室の整備や医療従事者等のローテーションを考慮した中長期的なオンサイト医療体制の構築について、医療従事者との契約等の課題の解決を含めて早急に対処すべきと指摘したところ、原子力事業者より、サイト内の医務室の整備や医療従事者の拡充体制を進めており、引き続き対応していくとの回答があった。更に、経済産業省資源エネルギー庁からも、関係省庁の指摘をふまえつつ実効性のあるオンサイト医療に係る体制等の構築を図るよう指摘があった。

【資料1-3-2】

- 原子力規制庁から、p. 8の資料について「訓練には発電所医療スタッフや搬送スタッフ、放管員などが参加」とあるが、常駐する医師や看護師は存在するのか確認したところ、産業医1名と看護師2名は常駐していると回答があった。また、その医療スタッフ等への教育状況を確認したところ、原子力事業者より、教育訓練等を実施しているとの回答があった。原子力規制庁から、常駐する発電所医療スタッフに対し、緊急時にも協力を得られるよう平時から連携体制の強化を行うよう伝えた。
- 厚生労働省から、医療スタッフの管理にあたるとしている「ネットワークの運営主体」は誰なのかの確認したところ、原子力事業者より、ネットワークの運営主体は事業者であるとの回答があった。併せて、原子力事業者から、原子力発災時に長期にわたりオンサイト医療体制を構築する必要があることも考慮し、「ネットワークの運営主体」のあり方を検討しているとの説明があった。
- 厚生労働省から、ネットワークの運営主体をまず確定させ、その結果を報告するよう求めたところ、原子力事業者より、早急に対処するとの回答があった。
- 原子力規制庁から、ヘリ等のランデブーポイントの選定状況及び消防庁とも調整状況について確認したところ、原子力事業者より、ランデブーポイントの選定については、自治体や消防庁と調整を進めていくとの回答があった。
- 内閣府から、原子力災害時に民間ヘリやフェリー等の協力を求めるにあたり、どのような体制を構築しているか確認したところ、原子力事業者より、民間ヘリやフェリー等を所有する民間企業と契約を結ぶとともに、年数回のヘリ等を活用した訓練を実施しているとの回答があった。

- 厚生労働省から、原子力災害時における医療スタッフのオンサイトへの移動手段について確認したところ、原子力事業者より、医療スタッフ等が施設敷地緊急事態においてUPZ内に設置される原子力事業所災害対策支援拠点等まで独自に参集することを前提に、ここからオンサイトまでの移動は、事業者が対応することを考えているとの回答があった。

美浜原子力緊急事態支援センターの活動状況及び原子力災害時オンサイト医療に係る取り組み状況については、今後も引き続き中央連絡会議において確認して行くこととした。

中央連絡会議の内容について各地域連絡会議へ共有することを確認した。

議題2 令和2年度原子力総合防災訓練について

内閣府から、令和2年度原子力総合防災訓練について資料2に基づいて説明があった。

原子力規制庁から、訓練実施上のコロナウイルス対応として、今年度の原子力総合防災訓練参加人数を従来の半分とする方針に関して、関係省庁にも同様の対応になるかを確認したところ、内閣府より、関係省庁の参加人数も従来の半分にする方針であるとの回答があった。

6. その他

配布資料：

資料1 原子力事業者の取り組みについて

資料2 令和2年度原子力総合防災訓練について